

**卒業後も就職活動を継続中の
新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！**

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3カ月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

**有期雇用期間(原則3カ月):対象者1人につき月額10万円、
有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円**

支給対象事業主

既卒者トライアル雇用求人をハローワークまたは新卒応援ハローワーク(注)に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3カ月間の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

- ※ 「既卒者トライアル雇用求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3カ月以内の有期雇用契約を行う求人です。
- ※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金対象者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

- 平成21年3月以降の新規学卒者(※)で就職先が未決定の者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者（平成23年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます）。
※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない者（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者）。
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

奨励金支給額

- 有期雇用期間（原則3カ月）・・・対象者1人につき月額10万円（最大30万円）
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円
（正規雇用から3カ月定着した場合に支給）

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

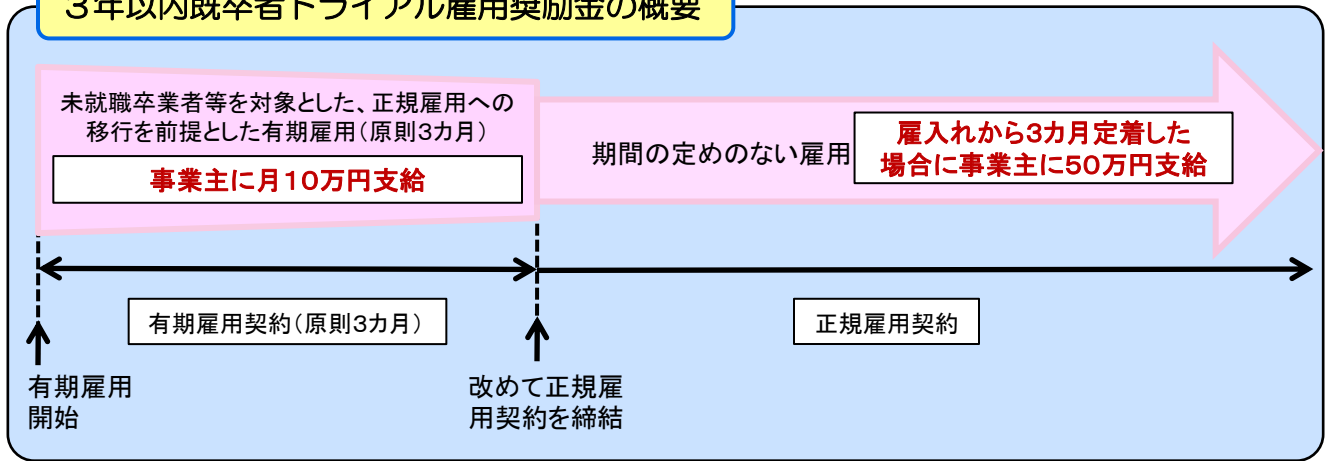
(注) 新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

3年以内既卒者トライアル雇用実施計画書

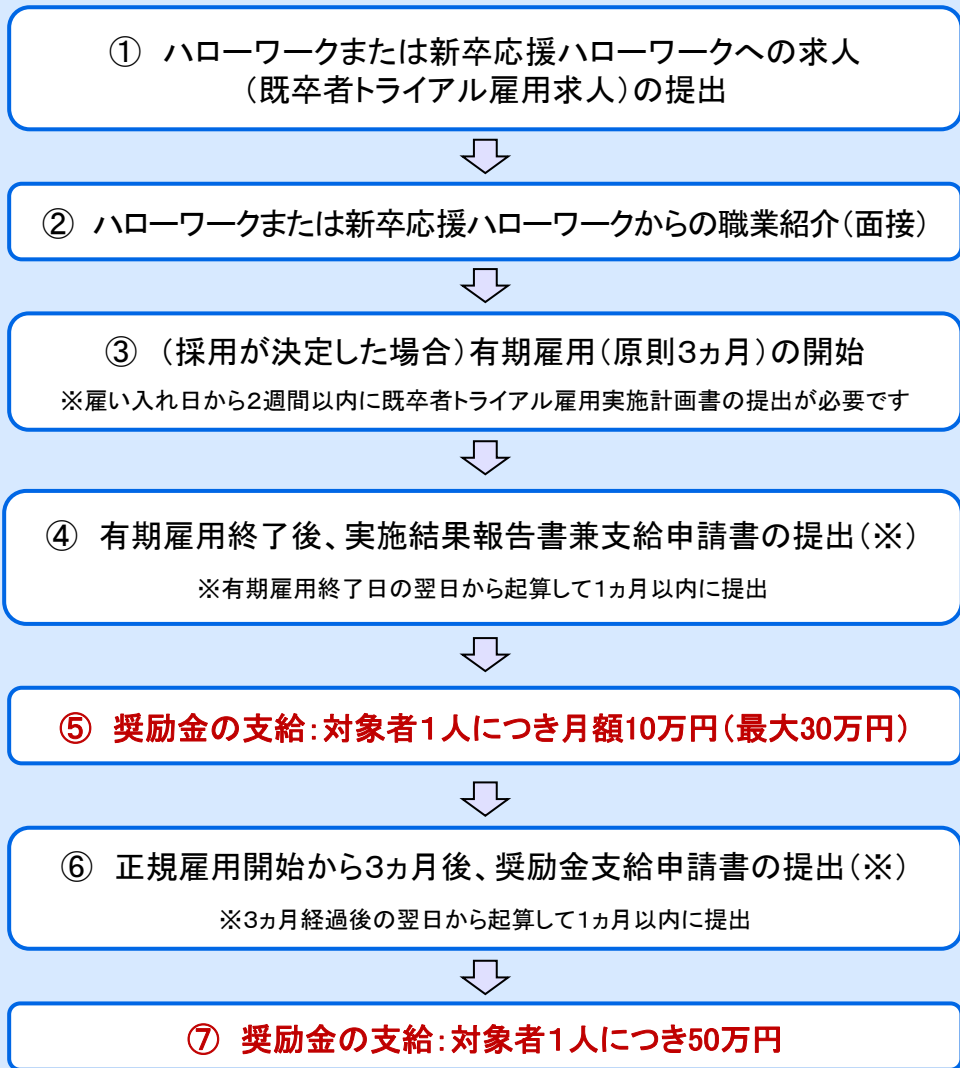
提出日 平成 年 月 日

| | | | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|---------------------|--|--|--|
| ①企業名 | | フリガナ | | | | | |
| ②既卒者トライアル雇用を行う事業所 | 名称（①と同じである場合は省略可） | フリガナ | | | 雇用保険適用事業所番号 | | |
| | 所在地 | 〒 -) | | | 電話 () | | |
| ③対象者氏名 | フリガナ | | | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日生(満 歳) | | |
| ④対象者種別 (いずれかに○) | 1. 大学等卒業者 2. 高校卒業者 3. 中学卒業者 | | | ⑤最初の面接日 平成 年 月 日 | | | |
| ⑥既卒者トライアル雇用期間 | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで | ⑦既卒者トライアル雇用に係る求人番号 | | | | | |
| ⑧既卒者トライアル雇用期間中に講じる措置の内容 | (実施場所) | | | ⑨正規雇用に移行するための要件 | | | |
| ⑩既卒者トライアル雇用期間中の労働条件 | 賃金 | 基本給 月額・日額・時給 円 定額的に支払われる手当 1か月当たり 円 | | | | | |
| | 就業時間 | : から : まで 週休 日 1週間当たりの所定労働時間 時間 (通常労働者の1週間当たりの所定労働時間 時間) (補足説明:) | | | | | |
| | その他 | | | | | | |
| ⑪既卒者トライアル雇用に係る事務手続の担当者 | 氏名 | | | | 役職 | | |
| | 連絡先 (②の所在地と同じ場合は省略可) | 〒 -) | | | 電話 () - (内線) | | |
| ⑫上記内容について、同意します。 (既卒者トライアル雇用対象者氏名) (保護者等氏名) ※対象者が未成年の場合に記載 | | | | | 公共職業安定所受理印 署名 署名 受理番号: 連絡先安定所: | | |
| (備考) | | | | | | | |

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要



3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の流れ



※ 申請期限を1日でも過ぎると奨励金を受給することができなくなりますので、十分ご注意ください。

奨励金の支給には、他にも一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク